平成２３年（フ）第７１０号
埼玉県新座市栄１丁目３番16号
破産者　有限会社さいび
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７６号
東京都多摩市桜ヶ丘４丁目30番地の５
破産者　鈴木せい子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４３７号
大阪市阿倍野区松虫通３丁目１番43号
破産者　富士商業株式会社
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７号
岡山県苫田郡鏡野町奥津96番地
破産者　日広建設株式会社
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３３１号
東京都羽村市羽東３丁目３番４号グランシャリオ107
破産者　岡本　克明
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３号
富山市針原中町967番地の１
破産者　又市運輸機業株式会社
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１号
大分県中津市大字東浜1074番地の１
破産者　第一ウッドリー株式会社
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２０年（フ）第４０号
愛媛県八幡浜市日土町２番耕地10番地第２
破産者　朝日建設株式会社
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４１００号
札幌市東区北33条東17丁目３番15―401号
破産者　嶋　　豊司
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８４号
青森県弘前市大字青山５丁目３番地４
破産者　葛西　宣子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１３４号
埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎58番地１
破産者　金澤　タヱ
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
長野県須坂市大字小山529番地11　404
破産者　佐藤　栄寿
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
大阪府藤井寺市惣社２丁目３番10号
破産者　白石　章仁
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
鳥取県倉吉市上福田428番地１
破産者　坂口　英昭
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第３６６号
神戸市西区二ツ屋２丁目12番７―101号、旧住所神戸市西区二ツ屋１丁目22番５―206号
破産者　筑紫小百合
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
兵庫県明石市鷹匠町12番10号　ノーブルハイム鷹匠102号、旧住所兵庫県明石市藤江2031番地　プレステージ西明石Ⅲ401号
破産者　菊地　保文
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６１９号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万142番地
破産者　正岡　　豊
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８７号
愛媛県松山市高山町３番７号
破産者　森實清次郎
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４３号
高知市上本宮町48番地
破産者　三好　恭弘
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係